



発表項目 (行事名)	「障害者差別解消法 道民フォーラムin浦河」の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>・障害者差別解消法や北海道障がい者条例をより多くの道民に知っていただき、障がいのある人もない人も、ともにこの北海道の地で暮らしていくため、お互いにできることを考える、そのようなきっかけづくりの場として、次のとおりフォーラムを開催します。</p> <p>1 日時 : 令和元年(2019年)11月28日(木) 13:30~16:00</p> <p>2 場所 : 日高振興局 講堂 (浦河郡浦河町栄丘東通56)</p> <p>3 内容 : 講演及び活動紹介 (詳細は別紙概要のとおり)</p> <p>4 申込方法 : ホームページ、日高振興局窓口や電話又はファックスでお申し込みください。なお、当日参加も可能ですが、開催当日、介助や手話通訳などを希望される場合は、事前にご相談ください。</p> <p>5 その他 : 今年度は、浦河町のほか中標津町、江差町、岩見沢市でフォーラムを開催しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・申込締切が11月18日(月)となっておりますが、事前に申し込みがなくても、当日ご参加いただくことができます。</li> <li>・多くの方の参加をお待ちしております。</li> </ul>		
参考			
報道(取材)に当たってのお願い	<p>障がいのある人もない人も、ともにこの北海道の地で暮らしていくため、お互いにできることを考える、きっかけ作りのためにも、多くの方の参加をお待ちしております。</p> <p>開催日までの期間において積極的なPRをお願いします。</p>		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	<p>保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課制度グループ 主幹 岩佐 元明</p> <p>TEL ダイヤルイン 011-204-5899</p> <p>内線 25-707</p>		

# 障がいのある人もない人も、

## ともに北海道で暮らす

入場無料！どなたでも参加可能！

2019年

11.28 木

13:30~16:00

定員80名

会場：日高振興局 講堂

(浦河郡浦河町栄丘東通56)

主催：北海道（法務省人権啓発活動地方委託事業）

共催：浦河町

### 開催内容


- 13:00 受付
- 13:30 開会、挨拶
- 13:40 講演「障害者差別解消法と権利擁護」  
講師：NPO法人発達支援サポーターズ  
コンチェルト 統合施設長 菊池 洋子氏
- 14:30 休憩
- 14:50 活動紹介1「地域づくり委員会の活動報告」
- 15:10 活動紹介2「地域で活動する障がい当事者・支援者からの発表」
- 16:00 閉会

北海道では、平成21年に「北海道障がい者条例」を制定し、これまで、障がいのある人もない人も暮らしやすい地域づくりに取り組んできました。

また、平成28年4月には、障害者差別解消法が施行され、行政機関等や事業者はもとより、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に、障がいを理由とする差別の解消の推進に寄与することが求められています。

そこで、障害者差別解消法や北海道障がい者条例をより多くの道民に知っていただき、障がいのある人もない人も、ともにこの北海道の地で暮らしていくため、お互いのできることを考える、そのようなきっかけづくりの場となれば幸いです。

### 申し込み先・問い合わせ先

- 令和元年(2019年)11月18日(月)までに、障がい者保健福祉課のホームページ、電話またはFAXによりお申し込みください。
- 申し込みの際、車いすの方、手話通訳が必要な方、要約筆記が必要な方、点字の資料が必要な方、介助者の席が必要な方などは、申込書にその旨記載して下さい。
- 当日参加も可能ですが、開催当日、上記2を希望される場合は、手配の関係上、 北海道1の期限までにお申し込みください。



### 申し込み方法

#### 【北海道】

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課制度グループ（担当：中瀬、佐藤）  
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目  
TEL：011-231-4111（内線 25-725）  
FAX：011-232-4068  
URL：<https://www.harp.lg.jp/ASFhJTcS>

#### 【日高振興局】

保健環境部社会福祉課  
〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56  
TEL：0146-22-9478  
FAX：0146-22-7712



## 「障がいのある人もない人も、ともに北海道で暮らす」

### 1 開催趣旨

北海道では、平成21年に「北海道障がい者条例」を制定し、これまで、障がいのある人もない人も暮らしやすい地域づくりに取り組んできました。

また、平成28年4月には、障害者差別解消法が施行され、行政機関等や事業者はもとより、障がいのある人も含めた国民一人ひとりが、それぞれの立場において自発的に、障がいを理由とする差別の解消の推進に寄与することが求められています。

そこで、障害者差別解消法や北海道障がい者条例をより多くの道民に知っていただき、障がいのある人もない人も、ともにこの北海道の地で暮らしていくため、お互いのできることを考える、そのようなきっかけにすることを目的としています。

2 主催 北海道（法務省人権啓発活動地方委託事業）

3 共催 浦河町

### 4 開催日程及び会場等

(1) 日時 令和元年(2019年)11月28日(木) 13:30 ~ 16:00

(2) 会場 日高振興局 講堂(浦河郡浦河町栄丘東通56)

(3) 定員 80名

5 対象 どなたでも参加可能(無料)

### 6 開催内容

13:00 受付

13:30 開会、挨拶

13:40 講演「障害者差別解消法と権利擁護」

講師：NPO法人発達支援サポーターズコンチェルト 統合施設長 菊池 洋子氏

14:30 休憩

14:50 活動紹介1「地域づくり委員会の活動報告」

15:10 活動紹介2「地域で活動する障がい当事者・支援者からの発表」

16:00 閉会

### 7 申し込み方法

(1) 令和元年(2019年)11月18日(月)までに、障がい者保健福祉課のホームページ、電話またはファックスによりお申し込みください。

(2) 申し込みの際、車いすの方、手話通訳が必要な方、要約筆記が必要な方、点字の資料が必要な方、介助者の席が必要な方などは、申込書にその旨記載してください。

(3) 当日参加も可能ですが、開催当日、上記(2)を希望される場合は、手配の関係上、(1)の期限までにお申し込みください。

### 8 申し込み・問い合わせ先

【北海道】

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課制度グループ(担当：中瀬、佐藤)

〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目

TEL 011-231-4111(内線25-725) FAX 011-232-4068

\*FAXでお申し込みの際は、FAX申込書を送付ください。

URL 【障がい者保健福祉課】

<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/shf/yoriyoitaiougadekirupe-zi.htm>

【申込フォーム】<https://www.harp.lg.jp/ASFhJTcs>



日高振興局保健環境部社会福祉課

〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56

TEL 0146-22-9478 FAX 0146-22-7712

\*FAXでお申し込みの際は、FAX申込書を送付ください。

## F A X 申 込 書

「障害者差別解消法 道民フォーラム in 浦河」に参加するため、次のとおり申し込みます。

日 時：令和元年（2019年）11月28日（木）13：30 ～ 16：00

会 場：日高振興局講堂（浦河郡浦河町栄丘東通56）

定 員：80名

氏名（漢字）	
氏名（ひらがな）	
郵便番号	
住所（市町村まで）	
電話番号	
ファックス番号	
メールアドレス	
所属（個人でお申し込みの方は不要です）	
必要な配慮（当てはまるものに○をつけてください。）	車いす利用    介助者同行    手話通訳    要約筆記 点字の資料    ルビ付きの資料    三色カード
障がいのある方との関係（当てはまるものに○をつけてください。）	本人    親・きょうだい・親族    友人・知人    支援者（福祉関係者、団体スタッフ、ヘルパーなど）    教員（私立・公立）    公務員（教員を除く）    民間企業（私立学校の教員を除く）    法曹関係者    地域づくり推進員・地域づくり委員会委員（現職・元職）    その他
通信欄	

### 【送信先】

北海道保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課制度グループ    FAX    011-232-4068

日高振興局保健環境部社会福祉課    FAX    0146-22-7712